様式第４７号（その１）（第２７条関係）

春日部市告示第532号
令和８年１０月１９日

春日部市長　岩谷　一弘

公　示　送　達　書

次の者に係る交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第２０条の２第１項及び市税条例第１８条の規定により公示送達します。なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

氏　名	通知書番号	備　考
青柳　雅人	春収発第１５３５号	

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。